

平成 20 年 6 月 2 日 制定 (国空機第 1276 号)

平成 23 年 4 月 15 日 一部改正 (国空機第 39 号)

平成 23 年 6 月 30 日 一部改正 (国空機第 282 号)

令和元年 6 月 28 日 一部改正 (国空機第 359 号)

令和 3 年 11 月 1 日 一部改正 (国空機第 658 号)

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機第 1190 号)

令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (国空安政第 2893 号、国空機第 714 号)

## サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長  
航空機安全課長

件名：航空機等の輸出のための証明書類の発行について

### 1. 目的

本サーキュラーは、我が国で製造、整備又は改造された航空機、装備品、組立部品、部品及び材料を、我が国と耐空性に係る相互承認協定等を締結した外国その他に輸出するための証明書類の発行手続等を定めるものである。

### 2. 関連法規等

本サーキュラーは、次の関連法規等に基づくものである。

- a. 航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）
- b. 航空法関係手数料令（平成 9 年政令第 284 号）
- c. 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）
- d. サーキュラー No.7-001「外国との航空安全に関する相互承認協定等について」（平成 15 年 2 月 27 日付国空機第 1070 号）

### 3. 定義

- a. 本サーキュラーにおいて「装備品」とは、航空機に用いられることを目的とした部品の集合体である完成品であって、それ自体で特定の独立した機能を有するものをいう。

なお、航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年国土交通省令第 5 号）により、規則第 152 条の非常信号灯、救命胴衣、これに相当する救急用具、救命ボート、航空機用救

命無線機及び落下傘（以下「特定救急用具」という。）に対する国土交通大臣による検査及び型式の承認に係る規定が削除され、特定救急用具は規則第3章の装備品等として位置づけられることとなった。

- b. 本サーキュラーにおいて「組立部品」とは、航空機及び装備品の半完成品又は半組立品であって、部品の集合体であるものをいう。
- c. 本サーキュラーにおいて「部品」とは、航空機又は装備品を構成する最小の単位であって、それ自体では特定の独立した機能を有しないものをいう。
- d. 本サーキュラーにおいて「装備品等」とは、装備品、組立部品、部品及び材料の総称をいう。

#### 4. 輸出のための証明書類

輸出のための証明書類は以下のとおりである。

- a. 輸出耐空証明書 (Form 1-014-3)

航空機について、法第10条第4項の技術上の基準及び／又は輸入国の権限ある当局から通報のあった要件に適合していることを証明するもの。

- b. 装備品等基準適合証 (規則第18号様式)

我が国の承認（型式証明、追加型式設計承認、型式承認又は仕様承認）に基づき、我が国の製造者が製造する装備品等及びこれら装備品等であって、我が国で整備又は改造が実施されたものが、法第10条第4項第1号の基準及び輸入国の権限ある当局から通報のあった要件に適合することを、法第20条第1項第2号の能力に係る認定を受けた事業場（輸出のための証明書類として装備品等基準適合証を発行できることを国に認められた事業場に限る。以下「航空機製造検査認定事業場」という。）又は法第20条第1項第6号の能力に係る認定を受けた事業場（輸出のための証明書類として装備品等基準適合証を発行できることを国に認められた事業場に限る。以下「装備品等製造検査認定事業場」という。）が確認したことを証明するもの。

- c. 適合証明書 (Form 1-014-4)

輸入国において設計され、証明又は承認が行われる航空機又は装備品に使用することを目的として我が国で製造される装備品等について関連する設計資料及び輸入国の権限ある当局から通報のあった要件に適合していることを証明するもの。

#### 5. 適用

- a. 一般

本サーキュラーは、原則として我が国で製造、整備又は改造された航空機及び装備品等を我が国と耐空性に係る相互承認協定等を締結している外国に輸出する場合に適用される。

ただし、我が国と耐空性に係る相互承認協定等を締結している外国以外の国に輸

出する場合であっても、輸入国の権限のある当局から証明書類の発行の要請があれば、本セキュラーにより輸出のための証明書類が発行される。

b. 対象

輸出のための証明書類は、我が国で製造、整備又は改造された航空機及び装備品等について発行される。

c. 発行する証明書類

(1) 米国に輸出する場合

対象	適用条件	証明書類の種類
航空機	我が国が設計国である新造又は中古の回転翼航空機	輸出耐空証明書
	米国が設計国である中古航空機	
	第三国が設計国である中古航空機（当該航空機に関して「第三国と米国」及び「第三国と我が国」双方において相互承認協定等が締結されている場合のみ。）	
装備品等	我が国が設計国である新規製造の発動機	装備品等基準適合証
	我が国の型式承認又は仕様承認を取得し、かつ、米国連邦航空局（FAA）の TSO 設計承認を受けている新規製造の装備品	装備品等基準適合証
	我が国が設計国であり、かつ、FAA の設計承認を受けている回転翼航空機又は我が国の型式承認若しくは仕様承認を取得している装備品等に用いられる新規の改修用部品又は交換用部品	装備品等基準適合証
	我が国の適切な公知規格等に適合している新規の標準部品	装備品等基準適合証又は当該部品の公知規格等への適合性を証明する製造者の品質証明書

(2) 米国以外に輸出する場合

対象	適用条件	証明書類の種類
航空機	輸入国の権限ある当局から証明書類の発行の要請を受けた航空機	輸出耐空証明書
装備品等	輸入国の権限ある当局から証明書類の発行の要請を受けた装備品等	装備品等基準適合証

注) 適合証明書は、輸入国にかかわらず、輸入国の権限ある当局から要請があった場合

に、装備品等に対して発行する。

## 6. 申請

### a. 航空機

規則第12条の2第2項の表に掲げる添付書類の提出時期を踏まえ、担当する航空機検査官と申請日、検査予定日、検査内容等について事前調整した上で、管轄する地方航空局長宛に耐空証明の申請を行うと同時に輸出耐空証明書発行申請書（様式1-014-1）1部を管轄する先任航空機検査官宛又は駐在航空機検査長宛に提出すること。なお、航空機製造検査認定事業場又は法第20条第1項第3号の能力に係る認定を受けた事業場（以下「航空機整備検査認定事業場」という。）が交付する航空機基準適合証の有効期限は15日となっているため、有効期限が切れる前に申請する必要がある。

滑空機については耐空検査員に対して耐空証明申請書及び輸出耐空証明書発行申請書を同時に提出すること。

### b. 装備品等

担当する航空機検査官と申請日、検査予定日、検査内容等について事前調整した上で、適合証明書交付申請書（様式1-014-2）1部を管轄する地方航空局長宛に提出すること。なお、我が国の型式承認又は仕様承認を取得し、航空機製造検査認定事業場（輸出のための証明書類として装備品等基準適合証を発行できることを国に認められた事業場に限る。）又は装備品等製造検査認定事業場（輸出のための証明書類として装備品等基準適合証を発行できることを国に認められた事業場に限る。）で新規製造された装備品等を外国に輸出する場合は、当該認定事業場において発行する装備品等基準適合証を用いること。

注）適合証明書交付申請書の記載要領は次の通りとする。

- (1) 「航空製品の種類」欄には航空製品の名称を記載すること。
- (2) 改修キット等の場合には「型式（仕様）名又は部品番号」欄にキット番号等を記載すること。
- (3) 同一の型式（仕様）名又は部品番号のものを複数個申請する場合には「製造番号」欄に申請に係わる製造番号を記載すること。申請個数が多くて当該欄に書ききれない場合は「別紙のとおり」としてもよい。また「重量又は個数」欄に申請個数を記載すること。

## 7. 提出書類又は提示書類

### a. 航空機

- (1) 新造機の場合で航空機製造検査認定事業場が発行する航空機基準適合証を有している場合にはサーキュラーNo.1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」

の第 I 部「耐空証明関係」の第 2-1 項(1)(b)が、それ以外の場合には第 2-1 項(2)(b)が準用される。

- (2) 中古機の場合で航空機整備検査認定事業場が発行する航空機基準適合証を有している場合にはサーキュラーNo.1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」の第 I 部「耐空証明関係」の第 2-3 項(1)(b)が、それ以外の場合には第 2-3 項(2)(b)が準用されるほか、特に我が国で使用されている間に実施された、製造者の指示(SB 等)に基づかない改修項目を記載した書類を提出すること。

b. 装備品等

- (1) 新造品の場合には次のとおりとする。

提出書類

- (a) 仕様書
- (b) 総組立三面図
- (c) 銘板図面
- (d) 図面目録
- (e) 部品表
- (f) 完成品に対する検査要領(試験検査要領を含む。)
- (g) PIR 又はこれに準じる製造工程表
- (h) 当該製造者の品質管理方法を説明した書類
- (i) その他参考となる書類

提示書類

- (j) 証明を受けようとする装備品等の PIR 等の製造工程記録及び社内機能試験を実施した場合には、その結果の記録
- (k) 当該装備品等が型式・仕様承認を受けている場合には、その承認書(写しでもよい。)
- (l) 製造工程検査において生じた重要な不具合事項及びその是正措置並びに未完了作業等に関する記録(適合証明の場合のみ)

- (2) 中古品の場合は次のとおりとする。

提出書類

- (a) 輸出に先立ち実施される整備又は改造の方法を記した書類
- (b) 当該装備品の経歴(機体への装備記録及び修理、改造の実施記録等)を記した書類
- (c) その他参考となる書類

提示書類

- (d) 整備、改造の作業工程記録及び社内機能試験を実施した場合には、その結果の記録

c. その他

米国に航空機又は装備品等を輸出するための証明書類を申請する場合は、上記 a 及び b 項のほか附録 3 に示す資料を提出すること。

米国以外の国に輸出する場合は、上記 a 及び b 項のほか輸入国の権限ある当局から証明書の発行を要請してきていることを示す書類を提出すること。

注) 通常は輸入国政府から当局宛に証明書発行を依頼する書簡又はテレックスが送られてくるが、これがない場合には、輸入国の権限ある当局からその要請があるものと信ずるに足る資料でもよい。

例えば当該輸入国の法令等により証明書類の添付が義務付けられている場合、米国 TSO 設計承認を受けている装備品等を米国以外の国に FAA Letter に基づき輸出する場合又は当事者間の売買契約等に我が国当局の証明書類を添付することが記載されている場合は、輸入国の権限ある当局からその要請があつたものとみなされる場合もある。

## 8. 検査

### a. 航空機

検査はサーキュラーNo.1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」の第 I 部「耐空証明関係」に基づき、通常の耐空証明検査の手順により行われるものとし、これに加えて連続式の耐空証明を有する航空機を輸出する場合にあつては、サーキュラーNo.4-007「航空運送事業の用に供する航空機の耐空証明の有効期間の設定について」の別紙 2 の検査方針を併せて考慮するものとする。

### b. 装備品等

(1) 検査は型式・仕様承認検査の手順を準用して、設計、製造過程及び完成後の現状について行われる。ただし、適合証明検査においては製造過程及び完成後の現状についてのみ検査が行われる。

注 1) 適合証明検査であつても設計資料に適合しているかどうかの図面審査及び試験の立ち会い等が行われることもある。

注 2) 設計に係わる検査において、型式・仕様承認を受けている装備品又は部品については、法第 10 条第 4 項の基準に適合しているものとして取り扱うことができる。

(2) 整備又は改造を実施した後に輸出する場合には、整備又は改造の過程及び作業完了後の現状について検査が行われる。

注) 装備品等を輸出する場合には原則として新造品又はオーバーホールを実施したものであることが前提となるが、中古品でオン・コンディション部品である場合、その経歴が明らかである場合など、特にオーバーホールが必要でないと認められる場合には機能確認等のコンディショナル・オーバーホールを実施することにより受検することができる。

ただし、この場合にはあらかじめ輸入国の権限ある当局の了解を得ている必要があり、証明書にその旨付記するものとする。

c. 製造管理能力の検査

管轄地方航空局長が必要と認めた場合には、適合証明書の交付を受けようとする製造者に対し、当該事業場の施設、人員、検査制度、品質管理制度及びその他の製造管理能力に関する事項について検査を実施する。なお、当該検査は規則第35条（認定の基準）に定める基準を準用して行われる。

d. その他

米国に航空機又は装備品等を輸出するための証明書類を発行する場合は、上記 a、b 及び c 項のほか附録3に示す資料に基づいた検査が行われる。

米国以外の国に輸出する場合は、上記 a、b 及び c 項のほか輸入国の権限ある当局から要請のあった要件に適合していることの検査が行われる。

9. 輸出のための証明書類の交付

a. 航空機

耐空証明書と同時に輸出耐空証明書を交付する。輸出耐空証明書には担当検査官又は耐空検査員が署名する。

米国等に輸出する場合で輸入国の型式証明における Type Design に合致することの証明が要求されている場合には、必要に応じて本サーキュラー7.a.(2)項による改修事項が、Type Design からの Deviation Item として付記されるか又は添付される。

b. 装備品等

適合証明書を交付する。地方航空局長印を押印し、担当検査官が署名の上、本サーキュラー7.b.(1).l)項の記録が添付される。

10. その他

a. 申請者

申請は輸出しようとする航空機等の製造者、所有者、使用者又は整備、改造実施者が行うこと。なお、上記以外の者が申請代理人として申請を行う場合は、上記の者から委託が現に行われていることが申請に際して明示される場合であって、申請に際して当局へ提出又は提示すべき書類の内容についての当局からの照会、検査の円滑な実施に必要な事項等に対して的確に対応し得る場合に限る。

b. 管轄地方航空局長

管轄地方航空局長とは主たる製造工場の所在地を管轄する地方航空局長をいい、主たる製造工場とは製造過程検査の対象となる製造工程の大部分を占める工場、最終組立工程を有する工場又は完成品に対する機能試験等を実施する工場をいう。整備又は

改造を行う場合においても同様である。

c. 交付の拒否

輸入国の権限ある当局から証明についての要請がない場合、その製品が輸出される見込みがない場合等、証明書類の交付を行う必要がないと認めるとときは申請に応じないことがある。

附則

1. 本サーキュラーは、平成20年6月2日から適用する。
2. 本サーキュラーは航空機等の輸出のための証明書類の発行に係るサーキュラーを統合整理し、サーキュラーNo.1-014として発行するものである。
3. 本サーキュラーの適用により、サーキュラーTCL-57D-6-2000（平成12年7月18日付け）及びサーキュラーTCM-21-013-81（昭和56年3月28日付け）を廃止する。

附則（平成23年4月15日）

1. 本サーキュラーは、平成23年4月15日から適用する。

附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則（令和元年6月28日）

1. 本サーキュラーは、令和元年7月1日から適用する。

附則（令和3年11月1日）

1. 本サーキュラーは、令和4年6月18日から適用する。

附則（令和4年4月1日）

1. 本サーキュラーは、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和6年3月29日）

1. 本サーキュラーは、令和6年4月1日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については、下記に問い合わせること。

【新造の場合】

国土交通省航空局安全部航空機安全課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8735  
FAX 03-5253-1661

【中古の場合】

国土交通省航空局安全部安全政策課  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
電話番号 03-5253-8737  
FAX 03-5253-1661

輸出耐空証明書発行申請書

東京　航空局先任航空機検査官  
大阪　大田区　駐在航空機検査長  
豊山町　　耐空検査員

殿

申請者の住所  
申請者の氏名

年　月　日

下記の航空機について輸出耐空証明書の交付を受けたいので申請します。

記　※1

※1　記の欄には、航空機の種類、型式名、製造番号、型式証明番号、個数、製造者名、輸入国名などを記載すること。

適合証明書交付申請書

東京  
航空局長殿  
大阪

年 月 日

申請者の住所  
申請者の氏名又は名称

下記について適合証明書の交付を受けたいので申請します。

航空製品の種類	
型式 名又は部品番号 仕様	
製造番号	
重量又は個数	
輸出先国名	
検査希望場所	
検査希望時期	
備考	

注 重量又は個数の欄には、航空機の組立部品の場合にはその重量を、それ以外の場合には個数を記載すること。

Japan

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Civil Aviation Bureau  
Export Certificate of Airworthiness

No. \_\_\_\_\_

This certifies that the aircraft identified below, and more particularly described in the applicable specifications, has been examined and as of the date of this certificate, is considered airworthy in accordance with applicable Civil Aeronautics Regulations and other airworthiness requirements of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, except as noted below.

Aircraft :

Manufacturer :

Model :

Serial No. :

New       Used Aircraft

Country To Which Exported :

Exceptions :

Date of Issue

Signature

※2

(Note : This Certificate does not constitute an authorization to operate the aircraft.)

※2 : Signature 欄の下には署名する検査官の所属する部署名等を次例に従って記入する。

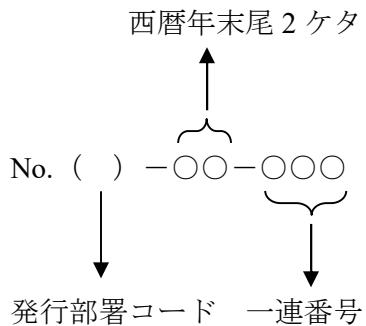
1. East Japan Civil Aviation Bureau
2. Haneda Airport Office, East Japan Civil Aviation Bureau
3. West Japan Civil Aviation Bureau
4. Nagoya Airport Office, West Japan Civil Aviation Bureau



附録 1. 輸出のための証明書類の記載方法（航空機検査官、航空機製造検査認定事業場  
又は装備品等製造検査認定事業場用）

1. 輸出耐空証明書 (Form 1-014-3)

a. 証明書番号は次のとおりとする。



ただし、次の場合は例外とする。

耐空検査員が発行する証明書の場合は、別途定める番号

FAR.21.29 型式証明に基づき YS-11/-11A 系列型航空機を米国へ輸出する場合

No. A-YS-○○○

FAR.21.29 型式証明に基づき MU-2 系列型航空機を米国へ輸出する場合

No. A-MU-○○○

発行部署コードは下記のとおりとする。

	コード
東京航空局保安部先任航空機検査官	T
東京航空局大田区駐在航空機検査長	HND
大阪航空局保安部先任航空機検査官	O
大阪航空局豊山町駐在航空機検査長	N

b. 証明書中の記載

- (1) 仕様について特に記載する必要がある場合には、Exceptions 欄の下の余白に、"Additional Information"として記載する。特に記載する必要がない場合には、本文中"and more particularly described in the applicable specification"を抹消する。
- (2) 米国に対して航空機の輸出耐空証明書を発行する場合には、Exceptions 欄の下の余白に、"The [航空機の型式] covered by this certificate conforms to the type design approved under U.S. Type Certificate Number [TC No.及び TCDS の改正レベル] , and is found to be in a condition for safe operation."を付け加える。また、米国の型式証明データシートにて規定されたその他の輸入要件 (import requirements) に適合する旨を記載すること。
- (3) カナダに対して航空機の輸出耐空証明書を発行する場合には、"The [航空機の型式] covered by this certificate conforms to Canadian Type Approval No.○○○ (承認番号) , and is

found to be in a condition for safe operation.”を付け加える。

- (4) この他の国についても、相手国から依頼があれば、同様の記載を行う。
- c. Aircraft、Model 及び Serial No.欄には、それぞれ Airplane 又は Helicopter、製造国政府の承認した航空機の型式及び航空機の製造番号を記載する。また、右側余白部には装備されている発動機及びプロペラの個数、型式及び製造番号を記載する。なお、必要により、それぞれの Total Time/ Cycle、Time Since Overhaul を記載すること。
- d. 耐空性基準、特別要件等に適合しない事項がある場合には、Exceptions 欄にその旨を記載する。適合しない事項がない場合には、”None”と記載する。

## 2. 適合証明書 (Form 1-014-4)

- a. 証明書番号は次のとおりとする。

( ) -○○-○○○○  
↓      ↓      ↓  
発行部署 西暦年 一連番号  
コード 末尾 2  
ケタ

- b. 品目番号 (Item) は通し番号とする。
- c. 名称 (Description) 欄は装備品等の名称を記入する。
- d. 部品番号 (Part No.) 欄は装備品等の部品番号を記入する。
- e. 数量 (Qty) 欄は装備品等の数量を記入する。
- f. 製造番号 (Serial/Batch No.) 欄は同一の型式名又は部品番号のものである場合には複数個を記入してもよい。製造番号のないものについては「None」と記入する。
- g. 状況/ 作業内容 (Status/ Work) 欄は装備品等の状況又は作業内容を記入する。

- (例) New, Newly overhauled, Conditional Overhauled
- h. 備考 (Remarks) 欄には「Export」と記入し、次の事項を記入する。
- (1) 輸入国名  
例 : Export to the United States of America.
- (2) 型式・仕様承認を受けている装備品、部品の場合には、その旨記入する (装備品等基準適合証)  
例 : CAB Type (Specification) Approval No. ○○○

- (3) 本セキュラ7.b.(1)(l)項の記録等の添付文書がある場合には、その添付文書の内容が明確に理解される様、同文書が添付されている旨を記載する。  
例 : Refer to the attachment (No.\_\_\_\_) for the conformity inspection results

注) 各欄について記載内容が多く書き込みできない場合は、別添（Appendix）を作成し、これに記載してよい。

i. 封印の確認

材料又は部品で製造番号の付されていないものについては、適合証明書と当該証明に係わる航空製品との同一性を確保するため、航空製品と共に適合証明書を梱包し封印を行い、確認印を押印すること。

確認印：



3. 装備品等基準適合証

セキュラーノ.2-001「事業場認定に関する一般方針」の装備品等基準適合証の記入要領に従って記入する。

加えて、米国に対して FAA の TSO 設計承認を受けている装備品等の基準適合証を発行する場合並びに我が国が設計国となる航空機又は装備品等に用いられる新規の改修用部品、交換用部品等の装備品等基準適合証を発行する場合は、装備品等基準適合証の備考欄に 2.h 項に規定した事項を記入すること。

## 附録 2. 米国の輸入要件に適合することを示す提示資料

航空機又は装備品等を米国に輸出するための証明書類の申請の際には、米国から個別に輸入要件の要請があった場合を除き、本サーキュラー本文第6項の資料に加えて、次に示す要件に適合することを示す資料を提示すること。なお、航空機製造検査認定事業場又は装備品等製造検査認定事業場が装備品等基準適合証を発行する場合にあっては、これらの要件に適合することを当該認定事業場の確認主任者が確認すること。

注) 必要に応じて、サーキュラーNo.7-001「外国との航空安全に関する相互承認協定等について」に示される Implementation Procedures for Airworthiness (以下「IPA」という。) 第II部を参照すること。

### a. 航空機

#### (1) 新造機

- (a) FAA の型式証明データシートに規定されている型式の設計及びFAA が承認した STC に適合していること。
- (b) FAA から通知された AD に適合していることを含めて、安全運航に適した状態にあること。
- (c) FAA から通知された全ての追加要件に適合していること。
- (d) 最終的な作動点検が行われていること。
- (e) 米国連邦規則 14CFR §45.11 に示す方式に従って識別されていること。
- (f) 米国連邦規則 14CFR §21.50 に規定された耐空性を継続するための指示書及び耐空性に関する限界事項が入った製造者の整備マニュアルを伴っていること。

#### (2) 中古機

- (a) FAA の型式証明データシートに規定されている型式の設計及びFAA が承認した STC に適合していること。
- (b) 適用となる全ての設計国における AD に適合していることを含めて、安全運航に適した状態にあること。
- (c) 使用されている間、承認された手順及び方法を用いて、適切に整備されていること (航空日誌及び整備記録による記録の提示)。
- (d) FAA から通知された全ての追加要件に適合していること。
- (e) 米国連邦規則 14CFR §45.11 に示す方式に従って識別されていること。
- (f) 米国連邦規則 14CFR §21.50 に規定された耐空性を継続するための指示書及び耐空性に関する限界事項が入った製造者の整備マニュアルを伴っていること。

### b. 装備品等

#### (1) 新規製造の発動機

- (a) FAA の型式証明データシートに規定されている型式の設計及び FAA が承認した STC に適合していること。
  - (b) FAA から通知された AD に適合していることを含めて、安全運航に適した状態にあること。
  - (c) FAA から通知された全ての追加要件に適合していること。
  - (d) 最終的な作動点検が行われていること。
  - (e) 米国連邦規則 14CFR §45.11 に示す方式に従って識別されていること。
  - (f) 米国連邦規則 14CFR §21.50 に規定された耐空性を継続するための指示書及び耐空性に関する限界事項が入った製造者の整備マニュアルを伴っていること。
- (2) 新規製造の FAA の TSO 設計承認を受けている装備品
- (a) FAA の TSO 設計承認レターに規定されている設計に適合していること。
  - (b) FAA から通知された AD に適合していること。
  - (c) 米国連邦規則 14CFR Part 21 Subpart O の要件及び特定の TSO 規定に基づく全てのマーキングに関する追加要件に従ってマーキングされていること。
  - (d) FAA から通知された全ての追加要件に適合していること。
- (3) 新規製造の改修用部品及び交換用部品の場合
- (a) FAA の設計承認を受けている製品又は装備品に装備可能であること。
  - (b) FAA が承認した設計データに適合しており、装備するのに安全なものであること。
  - (c) 部品番号、製造番号（該当する場合）及び製造者の名前又は商標がマーキングされていること。加えて、当該部品が装備可能な FAA の型式証明を取得済の航空機又は発動機の型式に関する情報が提供されていること。
  - (d) FAA から通知された全ての追加要件に適合していること。